

改訂新版 書きながら覚えるケアマネジャー まるわかり合格ノート【正誤表】 第1刷(2015/3/18 現在)

頁	詳細箇所	誤	正
P.23	側注[情報]2 つめ下から 2 行目	事業所の指定	事業者の指定
P.25	側注[ポイント]1 つめ 2 行目	事業所指定	事業者指定
P.41	「図解」右向き矢印内 3 行目	介護サービス請求	介護サービス費請求
	書いて覚える解答一番下	⑤認知症対応型共同	⑦認知症対応型共同
P.46	側注[情報]2～3 行目	事業所の指定	事業者の指定
P.63	側注[情報]2 つめ下から 2 行目	介護支援事業所	介護支援事業者
P.78	[3]下から 2 行目	居宅介護支援事業所	居宅介護支援事業者
P.107	側注[ポイント]3 つめ 3 行目	1 月以内に行われた	3 月以内に行われた

■平成 27 年度介護報酬改定に伴う変更箇所(2015/2/17 現在)

第 1 刷作成後に、介護報酬の改定内容が発表されました。それに伴い、下記のように本文を追加・変更願います。

◎本冊

頁	詳細箇所	書籍の内容	報酬改定等に伴う追加・訂正内容
P.36	「暗記」「介護給付」項目最後	複合型サービス	看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)
P.37	表 1 段目 2 列目一番下および 側注[注意]2 つ目	複合型サービス	看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)
P.38	[5]3 行目	[⑮]	看護小規模多機能型居宅介護([⑮])
P.39	[8]1 行目	複合型サービス	看護小規模多機能型居宅介護
P.45	「図解」表 2 段目の 3 列目一番下	複合型サービス	看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)
P.46	側注[ポイント]	複合型サービス	看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)
P53	側注に追加		[注意]平成 27 年度からの負担割合は、第 1 号被保険者 22%、第 2 号被保険者 28%と見込まれています。
P.100	側注最後の[注意]	利用者の住居と同一建物に所在する事業所が、その建物等に居住する一定以上(前年度月平均 30 人以上)にサービスを提供した場合、減算されます。	事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上にサービスを提供した場合、減算となります(H27.4～)。
P.106	「暗記」「介護報酬」項目 2	医師または医師の指示を受けた理学療法士等が個別リハビリテーションを行った場合、個別リハビリテーション実施加算が算定できます。	この文章削除。なお、「個別リハビリテーション実施加算」は基本報酬に包括されます。
	「暗記」「介護報酬」項目 6	通所リハビリテーションにおける個別リハビリテーション実施加算は、20 分以上で算定できます。	この文章削除。なお、「個別リハビリテーション実施加算」は基本報酬に包括されます。
	「暗記」「介護報酬」項目追加		2015(平成 27)年 4 月の介護報酬改定に伴い、新設される 社会参加支援加算 は、通所リハビリテーション終了後の者へ 社会参加に資する取り組み をした割合が一定割合の事業者で算定できるものです。
P.107	「書いて覚える」項目 2 の 1 行目	通所リハビリテーションでは、個別リハビリテーションを行った際の[⑥]加算	個別リハビリテーション実施加算廃止に伴い、[⑥]加算、
	「書いて覚える」解答	⑥個別リハビリテーション	⑥入浴介助
P.166	プラスα情報見出し	複合型サービス	看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)
	上から 3 つの項目すべて	複合型サービス	看護小規模多機能型居宅介護
P.171	側注に追加		[注意]事業所と同一建物の利用者、またはこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上にサービスを提供した場合、減算となります(H27.4～)。

	側注[注意]	常勤の訪問介護員等のうち、利用者が40人またはその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければなりません。	原則として、常勤の訪問介護員等のうち、利用者が40人またはその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければなりません。ただし、2015年(平成27年)4月の改正に伴い、一定の要件により利用者50人に対してサービス提供責任者1人の配置も認められるようになります。
P.173	「図解」単位数3か所	1,250単位	1,234単位(H27.4～)
	「書いて覚える」項目1の下から2行目	1,250単位の〔⑥〕となる。	1,234単位の〔⑥〕となる(H27.4～)。
	「書いて覚える」⑤解答	1,250単位	1,234単位(H27.4～)
	側注[注意]1つ目	訪問入浴介護事業所と同一建物内に居住する利用者へサービスを提供する場合は、90/100の算定となります。	訪問入浴介護事業所と同一建物内に居住する利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを提供する場合は、90/100の算定となります。
P.174	側注[情報]3つ目	850単位となっています	834単位となっています(H27.4～)。
P.178	側注追加		[情報]2015(平成27)年度介護報酬改定に伴い、認知症加算、中重度者ケア体制加算が新設されます。
P.179	側注[情報]	訪問介護と同じく、同一敷地内の建物に居住する利用者へのサービス提供は適正化が図られ、減算対象となりました。	事業所と同一敷地内の建物、事業所と同一建物に居住または事業所と同一の建物から通所する者へのサービス提供は減算となります。
P.186	側注追加		[情報]特定施設入居者生活介護では、2015(平成27)年度介護報酬改定に伴い、認知ケア専門加算とサービス提供体制強化加算が新設されます。
P.189	側注追加		事業所と同一建物の利用者、またはこれ以外の同一の建物の利用者20人以上にサービスを提供した場合、減算となります(H27.4～)。
P.192	「暗記」2項目1行目	利用者登録(定員25人以下)	利用者登録(定員29人以下)
P.193	「図解」表 通いサービスの行	登録定員の1/2から15人まで	登録定員の1/2から18人まで
	「図解で覚える」解答	①25	①29
	側注追加		[情報]2015(平成27)年度介護報酬改定に伴い、訪問体制強化加算が新設されます。
P.225	問題33 設問3	医師または医師の指示を受けた理学療法士等が個別リハビリテーションを行った場合、個別リハビリテーション実施加算が算定できる。	医師または医師の指示を受けた理学療法士等が個別リハビリテーションを行った場合、個別リハビリテーション実施加算は算定できない。
P.229	問題52 設問1	登録定員は、25人以下にしなければならない。	登録定員は、29人以下にしなければならない。
	問題52 設問2	通いサービスは、登録定員の3分の1から15人までの間である。	通いサービスは、登録定員の3分の1から18人までの間である。

◎別冊

頁	詳細箇所	書籍の内容	報酬改定等に伴う追加・訂正内容
P.4	Point8 過去問解説に追加		なお、平成27年4月から複合型サービスは「看護小規模多機能型居宅介護」に改称される。
P.12	Point45 過去問解説に追加		小規模多機能型居宅介護の登録定員は、平成27年度報酬改定により29人以下となる。
P.20	問題33 設問3 解説に追加		平成27年度報酬改定に伴い、個別リハビリテーション加算は基本報酬に包括される。
P.23	問題50 設問5 解説	1,250単位	1,234単位
	問題52 設問1 解説に追加		小規模多機能型居宅介護の登録定員は、報酬改定に伴い、平成27年4月から29人以下となる。
	問題52 設問2 解説に追加		小規模多機能型居宅介護の通い定員は、報酬改定に伴い、平成27年4月から18人以下となる。